

## 令和7年 教育委員会第21回定例会 会議録

日 時 令和7年12月9日（火）  
場 所 教育委員会室

午後3時30分～午後4時15分

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【子ども総務課】

- (1) 議案第46号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】
- (2) 議案第47号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」
- (3) 議案第48号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」
- (4) 議案第49号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」

#### 第 2 協議

##### 【指導課】

- (1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

##### 【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について

#### 第 3 報告

##### 【子ども総務課】

- (1) 学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】
- (2) 令和7年千代田区議会第4回定例会報告について（答弁概要）

##### 【指導課】

- (1) 「不登校校内分教室（仮称）」の運営規則について

##### 【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について

#### 第 4 その他

##### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（12月20日号）

### 出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	俣野 幸昭

教育委員	水野 珠貴
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	木田 昌孝

出席職員（10名）

子ども部長	小川 賢太郎
教育担当部長	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事（特命担当）	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀米教育長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから令和7年教育委員会第21回定例会を開会します。

本日、教育委員は全員出席です。

今回の署名委員は、水野委員にお願いします。

はい。

本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案事項のうち、議案第45号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」及び日程第3、報告事項のうち、学校健全育成サポートチームからの報告については、個人に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。

決を採ります。

秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成です。

| それでは、これら2件については、会の最後に取り扱います。

## ◎日程第1 議案

### 子ども総務課

- (2) 議案第47号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」
- (3) 議案第48号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」
- (4) 議案第49号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」

堀米教育長

| それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第47号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

議案第47号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」につきまして、資料を用いてご説明させていただきます。

今回改正する条例につきましては、幼稚園の教育職員の給与に関するものとなります。こちらの条例の一部改正については、区長部局への立案請求をするための議案となります。本件につきましては11月20日に特別区職員労働組合連合会との妥結がございまして、その後条文改正となっておりますので、どうしても時間が不足しておりますが、今回、教育長の臨時代理で議決を行ったものとして、ご報告して承認を求めていきたいと思っております。

本件の改正の内容でございますが、幼稚園教育職員の給料の額並びに期末手当また勤勉手当の支給月数を改定するとともに、教育公務員特例法の一部改正に伴って、義務教育等教育特別手当について改正するものとなっております。

3番の施行期日ですが、公布の日から施行するもの、また令和8年1月1日から行うもの、来年の4月1日から行うものと、それぞれ施行期日が分かれてございます。

4番のその他でございますが、令和7年第4回区議会定例会に条例改正の議案を上程することで、12月の給与または賞与に間に合わすことで11月28日に区議会のご議決を頂いているところでございます。

残りの資料でございますが、こちらはかなりボリュームがありますので説明は省略させていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

はい。説明は以上です。ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第48号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

議案第48号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」でございますが、先ほどは議案を出しますということを教育長に臨時代理のご議決を頂いたところですが、今回この件につきましては区長部局から教育委員会に対して区議会に上程しますという案件になります。これを教育長に臨時代理でご議決を頂いて、教育委員会にはご報告とご承認を頂くものとなっております。

本件につきましては4つの議案となっております。一般会計補正予算第3号と給与にまつわるもののが3件、それが65号、67号、70号の3つの条例改正となります。

一般会計補正予算ですが、これにつきまして子ども部に関連するところだけ申し上げます。歳出予算のうち子ども部に関するものは2つございます。病児・病後児保育室の整備で、せんだって神田周辺で病児保育室を新たに整備する補正予算となります。もう一つ、表が本当はもう1ページありますので分かりづらいのですが、(仮称)四番町公共施設整備について、四番町保育園と四番町児童館がある部分については子ども部のもので、今回、インフレスライドで契約金額が改正され新しい高い金額になることで、債務負担行為のかけ替えとなります。この2つの案件が子ども部の案件となっているところでございます。これが一般会計でございます。

それ以外のところ、会計年度任用職員と教育長の給与、旅費と、あと幼稚園教育職員の給与に関する条例、先ほどもご説明したものとこちらは一緒にございますが、給与については、やはり11月20日未明に妥結があったところで、12月分の給与から反映させることで、今回こういう形でやらせていただいたものとなってございます。

分かりづらいとは思いますが、ご説明は以上でございます。

はい。説明は以上です。ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第49号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

議案第49号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について」こ

ちらは教育委員会規則の一部改正になってございます。こちらも幼稚園教諭の勤勉手当、また初任給、また今度は給与に係る規則の改正となります。条例の施行規則の改正で、12月分の給与または賞与に間に合わせるところで、こちらも教育長による臨時代理で改正しまして、規定によりまして報告し、ご承認を教育委員会に求めるものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

堀米 教育長

はい。この件に関しまして、ご質問等ありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米 教育長

はい。それでは、こちらは議案ですので採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米 教育長

はい。全員賛成により可決されました。

## ◎日程第2 協議

### 指導課

(1) 義務教育等教育特別手当に関する規則の一部改正について

(2) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

### 子ども支援課

(1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について

堀米 教育長

それでは、日程第2、協議事項に入ります。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

それでは、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

資料の1、項目1、趣旨でございます。教育公務員特例法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、義務教育等教員特別手当について教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨定めることになったことから、関連する教育委員会規則の改正を行うものです。

項目2、改正を予定している教育委員会規則としましては、義務教育等教員特別手当に関する規則でございます。

項目3、改正内容としまして、規則の第2条において、校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の額を定めまして、第2条の次に第2条の2を新設し、校務の種類を幼稚園教育職員が行う全ての種類と定めるものでございます。

項目4、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

項目5、改正予定期日としましては令和8年1月1日でございます。

本件についてはご説明は以上です。

堀米 教育長

はい。この件に関しましてご質問等ありましたらお願ひします。よろしい

でしょうか。

(了 承)

堀米 教育長

はい。続きまして、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導 課 長

それでは、続きまして、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。項番1の趣旨です。国による教員給与の見直しを踏まえまして、東京都は教員特殊業務手当を見直すこととなりました。平成12年の教育事務の移管以降、特別区の幼稚園教育職員の教員特殊勤務手当の取扱いについては東京都と同一としてきた経緯があることから、東京都との均衡等も踏まえ、教員特殊業務手当の見直しを行うこととし、関連する教育委員会規則の改正を行うものです。

項番2です。改正を予定している教育委員会規則としましては、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則です。

項番3でございます。改正内容です。改正する事項としまして、業務の程度と支給額で改正前と改正後を表の形でお示ししております。

まず、(1) 業務の程度ですが、週休日、あと休日及び代休日については、終日に及ぶ程度、日中で7時間45分以上を半日程度、日中4時間以上に、またその他の日については、正規の勤務時間に引き続き午後11時までであったのを午後9時までに、また午前2時から午前8時までであったものを午前4時から午前8時までに改めるものです。

(2) の支給額ですが、幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務、幼児に対する緊急の補導業務ともに7,500円を8,000円に改めるものです。

項番4、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

項番5、施行予定期日は令和8年1月1日です。

ご説明は以上です。

はい。説明は以上です。ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでどうか。

(了 承)

堀米 教育長

では、続きまして、千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども 支援課 長

では、千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正についてご説明いたします。

項番1の改正理由でございますが、現在、国が自治体の基幹業務システムを自治体独自のものから国の標準準拠システムに移行することを進めておりまして、子ども支援課でもそういったシステムがございますので、この中に幼稚園使用条例規則の様式も入っていますので、システムが国基準のものに変わるので伴い様式を改正する必要があるのが理由でございます。

改正対象は項番2のとおり、千代田区は割愛いたしますが、幼稚園使用条例施行規則、保育の実施に関する条例施行規則、区立こども園条例施行規則

でございます。（1）の幼稚園の規則のみ教育委員会の協議と議決が必要なものでございます。

新旧対照表は項番3の別紙のとおりでございます。

項番4、施行期日は令和8年1月5日でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願ひいたします。

システムが変わってくることですね。よろしいでしょうか。

（了 承）

### ◎日程第3 報告

子ども総務課

（2）令和7年千代田区議会第4回定例会報告について（答弁概要）

指導課

（1）「不登校校内分教室（仮称）」の運営規則について

九段中等教育学校経営企画室

（1）土曜日授業等のあり方検討について

堀米教育長 それでは、日程第3、報告事項に入ります。  
令和7年千代田区議会第4回定例会報告（答弁概要）につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 それでは、令和7年第4回定例会における代表質問等について、少し前になるのですが、ご報告させていただきます。

まず、総括表でご説明させていただきます。今回、まず代表質問で、小野議員から、子ども家庭センターの整備進捗について伺うのと、その下の療育、検査実施のニーズの把握・マッチングを円滑にするための取組。また中高生の成長を考慮した居場所づくりの創設。あと区の地域特性を生かした独自の体験学習の取組についてご質問を頂いたところです。

続いて2番の池田議員からは、安全・安心な子育て環境への取組で、学童クラブにおける小学校との連携や事業評価の実施、また現状と課題。それから保育士のストレスチェックについての質問を頂きました。

続いて、一般質問で永田議員からは、戦後80年と台湾との関係で、本区から日台友好推進を求めたいことで、中華学校との連携についてご質問があつたところです。

続いて、一般2番の白川議員からは、主に就学前教育についての区の現状と今後の方針を問うとされまして、0歳児からの早期教育の重要性を明確に位置づけた政策方針を中心に据える考えはあるか。あと0～3歳児の語彙環境を整えるための支援はどうなっているか。体系的に強化すべきでないか。

（3）としまして、遊びを通じて非認知能力を育成する保育プログラムを区内でも積極的に支援する考えはあるか。（4）として、保育士・幼稚園教諭の専門性向上に向けて研修制度の拡充などどのように設計され実施し、今後の

方針はあるかという質問でございました。それから（5）としまして、小学校とのカリキュラム接続はどのように行うか。またそれを連続的に支える取組を拡充するかというご質問でした。

3番は富山議員から、インクルーシブ社会の実現に向けて、教職員への合理的な配慮、また障害理解の促進の取組についてのご質問でした。

子ども部としては最後になります。小林議員から、不登校児童・生徒への支援と居場所づくりで、現状把握、またSSRの現状と課題。それから学校外の居場所で、はくちょう教室・フリースクール・VLPとの連携について、また今後の施策の強化と更新についてのご質問を頂いたところです。

具体的な答弁の内容については資料にまとめておりますのでご確認を頂ければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

はい。説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（了 承）

はい。続きまして、「不登校校内分教室（仮称）」の運営規則につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

それでは、令和8年4月1日千代田区立神田一橋中学校に千代田区不登校対応校内分教室、まだ仮称でございますが、そちらを開設するに当たりまして、千代田区不登校対応校内分教室ガイドラインを作成いたしましたのでご説明申し上げます。

まず、第1章、設置の基本事項についてです。この分教室ですが、不登校生徒の学びを保障し、安心して学校生活を送るための新たな学びの場として開設いたします。

（1）の目的ですが、不登校生徒の登校日数の増加。あと学習内容の定着。学校またはその他関係機関とつながっていない生徒をゼロにすること。こちらの3つの目的がございます。

（4）の指導者、また（5）の教育内容につきましては、まず指導者については東京都の定数配置基準に基づいて、正規教員が4から6名配置されまして、また教育内容としましては、設置校の教育課程に基づきまして、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程と時間割を編成して運営してまいります。

（6）の学級規模といたしましては、第1学年から第3学年にそれぞれ1学級ずつ設置し、およそ10名規模程度を想定しているところです。

（7）本教室に入級する対象生徒としましては、年間30日以上欠席している不登校生徒、または断続的な不登校及び不登校傾向のある生徒となります。

続きまして、第2章、運営についてです。主に項目2から4をご覧いただければと思います。本教室への入室につきましては入級審査を行います。入級手順につきましては、新1年生、それと神田一橋中学校在籍の2、3年生

はおおむね同様の手順ですが、神田一橋中学校以外の中学校に在籍の新2、3年生は入級に際して転学が必要となるため、転学の手続の前に2週間の体験入級を行います。体験時の6割以上の参加、あと生徒本人、保護者の同意、学習・通学への意欲、自力通学の可否などで総合的に判断していきます。

項番の6ですが、本教室の退級の希望があった場合も退級審査会を行い、当該生徒本人の意向及び当該生徒のこれまでの不登校になった経緯や現状、そして今後の生活を総合的に判断しまして復帰する学級を決定していきます。

続きまして、第3章、本教室の教育活動についてです。不登校対応校内分教室は通常学級として扱いますが、教育課程1,015時間に基づいて行っています。ただ、先ほどお話ししたとおり、生活時程をゆとりのある形で柔軟に編成できるようにしています。体験活動とか学びや活動の選択、あと通常学級との交流活動、部活動への参加など、生徒の学習意欲を高めることができますようにニーズに応じてサポートしてまいります。

また、項番3にあるとおり、評価・評定につきましても、学習指導要領を踏まえて作成された、いわゆる設置校の教育課程に基づいて行ってまいります。

第4章です。設置校の取組についてです。校内体制の強化として、担任、あと教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携しまして、情報を共有しながら統一した組織的な対応を行ってまいります。また支援会議だとか校内研修を通じて全教職員の理解も深めていきます。

あと、個々の生徒への支援としましては、電話連絡や家庭訪問、面談、あと年3回の保護者会を開催するほか、保護者へ関係機関を紹介するなど、連携して支援してまいります。配置教員は毎月の連絡会とか東京都の研修会に参加し、得られた知見を設置校全体に還元していきます。

第5章です。登校状況の報告については、設置校は毎月10日までに生徒の出席状況、学習・生活の様子、その他必要事項を教育委員会へ報告することになっています。これによって生徒の状況を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

最後に、第6章、安全管理についてです。登下校、校内移動は設置校の危機管理マニュアルに基づきまして、不登校対応校内分教室としての確認体制を整備していきます。少人数での活動時や特別教室利用時は複数名で安全を確保し、緊急時には保護者への連絡と教育委員会との共有体制を速やかに行うことを定めております。

本件についての報告は以上となります。

はい。ありがとうございます。

不登校校内分教室の運営規則について説明を頂きました。ご質問等ありましたらお願ひします。

堀米教育長

	侯野委員、どうぞ。
侯野委員	現在ありますスペシャルサポートルームを併用してやる形になるのですか。
堀米教育長	スペシャルサポートルーム、それと今あるはくちょう教室とのすみ分けをご説明いただくとありがたいです。
指導課長	スペシャルサポートルーム、はくちょう教室とはまた別に校内分教室で立ち上げるのですけれども、併用としまして、こちらは本来分教室に通う子どもたちは神田一橋中学校に転学する形、また、在籍の生徒になるので、スペシャルサポートルームを活用することも可能です。またはくちょう教室も登録しながらはくちょう教室と併用することも可能です。ですので、様々なわゆる学びの場の1つとして提供するものであります、これまで通常の学級に行っている子どもたちと同様に考えていただければと思います。
侯野委員	ありがとうございました。
堀米教育長	よろしいでしょうか。
指導課長	それぞれのお子さんの不登校の在り方によっていろいろ選択ができる形でよろしいでしょうか。
堀米教育長	選択の幅をたくさんつくる。今まで幾つかありましたけれども、新たに設置して、もう1つさらに多様な学びの場を選択できるところで設置したものです。
指導課長	今、はくちょう教室では学習を中心にやっていこうという話が出ていたのですが、分教室は中学校において正規教員を4から6名配置して、かなり全教科にわたって指導できる形で、しかも人数が少ないので、通常の学級のように大人数が苦手な子もここにいます。10名以内を想定しているのですか。
堀米教育長	今、教育長がおっしゃったように、10名程度を想定していまして、1学級当たりもう少し少ない形になると思います。少人数で学習していく中で一斉指導も行ったり、また個別の学習をしたり、その子に合わせたペースで学習できるようにはしています。教員も配置していますので、その教科に応じて指導したりとか、また、先ほどもお話ししたとおり、ほかの学級の生徒との交流も子どもによっては可能な子もいるので、そういったところで授業に参加するなど、柔軟な対応も可能です。
指導課長	侯野委員。
堀米教育長	4ページの一番下の段ですけれども、神田一橋中学校以外の中学校に在籍の新2年生、3年生ですけれども、これはあくまでも区内に限定することによろしいのですか。
指導課長	指導課長。
堀米教育長	区内でも区外でも構わないですけれども、通えるかどうかの話で、もともと在籍しているところから神田一橋中学校に転学してもらわなくてはいけないので、そこからはくちょうみたいに通ってくるわけではないので、そう考えますと、ほぼほぼ区内の方が限定になってくるところはあります。
指導課長	転学することは基本的には千代田区内の住民ですので、基本的には千代田
堀米教育長	

	区の子どもになるのです。
水野委員	ほかにございますか。
堀米教育長	水野委員。
指導課長	転学ということで、神田一橋中学校の生徒になるのですね。制服も着用でしょうか。
水野委員	指導課長。
堀米教育長	その辺りそれぞれ生徒のニーズとか、また個々の相談になる。ただ、転学で神田一橋中学校の生徒になるので、可能な限りとは考えているところです。
水野委員	分かりました。ありがとうございます。
堀米教育長	よろしいでしょうか。
指導課長	これから細部を詰めたり説明会をしたりで、細部についてはまたこれから検討していかれると認識しています。仮称ですので、名前も含めて、ひょっとしたらいい名前があったらとは考えていらっしゃるのでしょうか。どうでしょうか。
堀米教育長	実際に12月18日に保護者説明会を行いまして、また2月に入りまして実際に入級者向けの神田一橋中学校での説明会があります。それに向けて今いろいろな名前等も考えているところです。この辺り東京都の事業でもありますので、東京都とも協議しながら、その名称でいいかというところも考えていいくと。何かいい案がございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。
堀米教育長	はい。募集しますということです。何かいい名前があればお願ひします。よろしいでしょうか。
九段中等教育学校経営企画室長	(了 承)
堀米教育長	では、続きまして、九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討につきまして、九段中等教育学校経営企画室長、説明をお願いいたします。
	それでは、私から、教育委員会資料に基づきまして、九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討についてご報告させていただきます。
	九段中等教育学校では、令和8年度から週5日制、土曜日授業廃止等の実施に向けた検討を進めているところでございます。現在までの検討状況等についてご報告させていただきます。
	項番1、目的でございます。3点ございますが、①生徒の安全・健康と活用時間の確保。②学校教育法等の遵守。③教職員の働き方改革の3点を実現することを目的に検討を進めております。
	校教育における週5日制は、学校教育法施行規則に基づき2002年度、平成14年から完全学校週5日制として全国的に実施されてきており、本校においても教育の質を維持しながら生徒の健全な発展を促す環境づくりを目指し週5日制を来年度より実施するものでございます。
	項番2、主な検討内容、2点ございますが、まず1点目が、土曜日の授業を平日7限目に割り振り、1日の授業を45分、7時間とし、年間及び週当たりの授業時間を確保しながら週5日制とする方法となっております。

2点目として、部活動、委員会活動等の時間についての見直しを今鋭意検討しております。

3、生徒保護者に対します周知でございますが、令和7年4月12、19日に行われました各学年の保護者会において、校長より、令和8年度から週5日制の実施に向けた検討を進めることを報告しております。1学年だけが入学式直後の保護者会で説明がされておりませんでした。少し時間が空いてしまいましたが、11月の保護者会で検討状況を説明したところでございます。

前後しますが、7月19日校務システム、小・中学校で言いますとすぐ一るのような電子配信システム「ツムギノ」で保護者宛て検討状況の通知を配信いたしました。その際、ご意見やご質問につきましては、副校長が窓口になって対応する旨を記載しております。10月6日後期始業式において、校長より全校集会で生徒に対して令和8年度より週5日制を実施する予定であることを告知するとともに、その旨を再度保護者宛て「ツムギノ」で配信いたしました。引き続きご意見、ご質問については副校長が問合せ窓口になり対応する旨を記載させていただいている。

10月31日には第2回目の本校学校経営評議会で、「土曜日授業等のあり方検討について」ご報告させていただいたところでございます。

項番4、今後のスケジュールでございますが、12月24日冬季休業に入る前の年内の授業最終日で令和8年度から週5日制の実施の内容について生徒へ全校集会で説明するとともに、16時より体育館において臨時保護者会で保護者説明会の開催を予定しているところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

はい。ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

平日7限目までというと、下校時間は大体どのぐらいになるのでしょうか。

現在の検討でほぼ固まりつつあるのは、現在6限目の授業終了が15時でございます。現在の予定では30分遅くなりまして15時30分に7限目が終了と考えております。

はい。ありがとうございます。

1単位時間を45分にするから、今、50分ですね。

そうでございます。

その5分が短くなって、7限までもトータル30分ですね。

そうでございます。休憩時間、それから後期はお弁当ですけれども、前期は給食の時間も取った上で30分後ろになる形でございます。

分かりました。

はい。ほかにございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

12月24日16時から保護者説明会ですが、平日はなかなか年末で厳しい方もいると思うのです。その辺はいかがでしょうか。

堀米教育長

佐藤委員

九段中等教育学校経営企画室長

佐藤委員

堀米教育長

九段中等教育学校経営企画室長

堀米教育長

九段中等教育学校経営企画室長

佐藤委員

堀米教育長

佐藤委員

暮れの忙しい時期でもあります。そういう意味では生徒、それから本校教職員も年末ですけれども、やはりこのタイミングでしっかりと説明していくこうという方針の下、また残念ながら欠席してしまった保護者の方も、「ツムギノ」で説明内容につきましては通知を配信する予定でございます。そこでまたお問い合わせとかご意見等ございましたら、引き続き副校長が窓口になって個別に丁寧に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

堀米 教育長

よろしいでしょうか。

これだけ事前に説明していても、まだよく聞いていないとか、寝耳に水だったという話を今日も聞いたので、24日にやることを宣伝しながら進めただけたらいいと思うのですが、そんな声は学校には届いているのでしょうか。

直接週5日制に対する保護者の方からのお問い合わせは1件ですけれども、やはり丁寧に保護者の方に説明していく。生徒にもご理解を頂くことは、教育委員会からも常々指導やご助言を頂いているところでございますので、12月24日は対面でしっかりとそこら辺のところは保護者の方、また全校集会で生徒にもご理解いただくように説明していきたいと考えております。

子ども支援課長

よろしくお願ひいたします。

この件、よろしいでしょうか。

(了 承)

#### ◎日程第4 その他

##### 子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（12月20日号）

堀米 教育長

それでは、日程第4、その他事項に入ります。

千代田区教育委員会行事予定表、広報千代田（12月20日号）につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、まず行事予定表でございます。本日12月9日から1月21日まで掲載してございます。年末についてはご確認いただいたとおりの状況でございまして、年内最後の指導課訪問が12月19日金曜日、和泉小学校で行われます。また、23日には今年最後の教育委員会定例会でございます。

年明けでございますが、年明け1月15日に裁量型移動教室で、スキー教室、神田一橋中学校が長野の上田の菅平高原でスキー教室を行うところでございます。

まず、こちらの予定表の説明は以上でございます。

もう1つが、12月20日号の広報千代田の原稿でございます。今回は14件あるうち子ども総務課の教育ローン利子補給金申請の受付が1件で、ほかにつきましては文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの記事となってご

堀米教育長

ざいます。

説明は以上でございます。

はい。教育委員会行事予定表と広報千代田、確認を頂いていると思いますがよろしいですか。

(了 承)

堀米教育長

教育委員さんからの情報提供は今回はないようございませんので、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、5分ほど休憩を挟み傍聴の方はご退室いただき、これから秘密会に入ります。